

平成29年度 中学卒業程度認定試験の開催

就学義務猶予免除者等の中学校卒業程度認定試験が次のとおり実施されます。

■実施主体 文部科学省

■受験資格

(1)就学義務免除者である者または就学義務猶予免除者であつた者で、平成30年3月31日までに満15歳以上になる者

(2)保護者が就学させる義務の猶予または免除を受けず、かつ、平成30年3月31日までに満15歳に達する者で、その年度の終わりまでに中学校を卒業できないと見込まれることについてやむを得ない事由があると文部科学大臣が認めた者

(3)平成30年3月31日までに満16歳以上になる者(1)および(4)に掲げる者を除く

(4)日本の国籍を有しない者で、平成30年3月31日までに満15歳以上になる者

■試験科目

国語、社会、数学、理科、外国語(英語)

■受験案内配布期間

7月10日(月)から9月8日(金)まで(北海道教育委員会および文部科学省にて配布)

■願書受付期間

8月21日(月)から9月8日(金)まで(9月8日の消印があるものは有効)

■試験実施日 10月26日(木)

■問合せ

文部科学省生涯学習政策局生涯学習推進課認定試験第一係・認定試験第一係

TEL 03-5253-4111
FAX 03-6734-3281

北海道警察官採用試験のお知らせ

北海道警察では、次のとおり警察官採用試験の受験者を募集します。詳細は、お問い合わせください。

■受付期間

8月1日(火)から8月28日(月)まで

※電子申請による場合は、8月28日(月)午後5時30分まで

■試験日

9月17日(日)
※中標津警察署でも実施します。

■採用予定人員

男性A区分 45名程度
女性A区分 10名程度
男性B区分 110名程度
女性B区分 35名程度

■試験区分(男女共通)
A区分

短期大学を除く大学等を卒業した方(平成30年3月卒業見込みの方を含む)

B区分 A区分以外の方

■受験資格

A、B区分ともに昭和60年4月2日から平成24年4月1日までに生まれた方

■問合せ・願書配布

中標津警察署警務課
TEL 0153-72-0110

■願書受付先 中標津警察署
北海道警察本部 採用センター

労災保険で治療できる職業病があります

職場でランマやピック、丸ノコなどの「振動工具」を使っていますか。

手がしびれる、手が冷たいといった症状は「振動障害」という職業病かもしれません。

職業病は労災保険で治療することが出来ます。

休業しても補償があり、生活の心配はありません。離職しても大丈夫です。

まずはお気軽にご相談ください。

建交労鈿路支部は約300人の職業病組合員が療養しています。

■問合せ

全日本建設交通一般労働組合(建交労) 鈿路支部

鈿路市松浦町1番3号
TEL 0154-21-7380
(平日午前9時から午後5時まで)

建設業退職金共済制度について

建設業退職金共済は、中小企業退職金共済法に基づき建設現場労働者の福祉の増進と建設業を営む中小企業の振興を目的として設立された退職金制度です。

この制度は、事業主の方々が、労働者の働いた日数に応じて掛金となる共済証紙を共済手帳に貼り、その労働者が建設業界で働くことをやめたときに建退共から退職金を払うという、いわば業界全体での退職金制度です。

■加入できる事業主

建設業を営む方

■対象となる労働者

建設業の現場で働く人

■掛金 日額310円

■建退共から事業主の皆様へ
のお願い

・共済証紙は、労働者の就労日数に応じて適正に貼付してください。

・「建設業退職金共済手帳」

を所持している労働者が、建設業界を引退するときは、忘れずに退職金を請求するよう指導してください。

ホームページ「建退共」に、制度説明用動画、Q&Aなど建退共制度の知りたい情報が記載されています。ぜひ、アクセスしてご覧ください。

詳しいことは、最寄りの建退共支部へお問い合わせください。

■問合せ

建退共北海道支部
TEL 011-261-6186
ホームページ
<http://www.kentaikyo.taisyokukin.go.jp/>

法テラス無料法律相談会開催

法テラス鈿路では、無料法律相談を実施します。借金の問題、家庭の問題、職場の問題など、さまざまな悩みについて、弁護士、司法書士に相談してみませんか。

■日時

9月12日(火)
午後1時から午後4時まで

■場所 鈿路市役所防災庁舎

■受付方法

事前予約制 先着25名
左記連絡先までお電話くだ

町道中西別上風連線 道路工事のお知らせ

工事期間中は、片側交互通行の交通規制を行うため、自衛隊部隊が別経路で移動する場合があります。工事実施時期に付近を通行の際は、ご注意ください。

■工事期間

4月から10月下旬まで
(平成36年全線完了予定)

■問合せ

別海町役場建設水道部事業課建設担当
TEL 75-2111 (内線3211・3218)
別海町役場総務部総合政策課まちづくり推進担当 TEL 75-2111 (内線2211)



不動産登記Q&A

- 高齡化や過疎化の状況が進んでいる中、土地の所有者に相続が発生したときなどに、こういった手続が必要になるかという問題が多く発生しています。登記に関するよくある質問と回答を紹介します。今回は、法定相続分について。
- 相談時間 1件30分程度
 - 予約期間 8月28日から9月8日の平日(午前10時から午後4時まで)
 - 予約・問合せ 法テラス釧路 TEL 050-3383-5567

【Q】相続分とは何ですか

【A】相続分とは、相続人が2人以上いる場合、誰がどのくらいの割合の相続する権利を有しているかを指します。法律で定められた相続分は、相続人の立場と組み合わせにより、次のとおりとなっています。

- ①被相続人(今回お亡くなりになった方)の配偶者(妻または夫)
 - ・子どもがいる場合：2分の1
 - ・子どもがなく、被相続人の父母がいる場合：3分の2
 - ・子ども、被相続人の父母がなく、被相続人の兄弟姉妹がいる場合：4分の1

3

- ②被相続人の子ども
 - ・被相続人の配偶者がいる場合：2分の1を子ども
 - ・被相続人の配偶者がいない場合：全体を子どもの人数で均等に分割
- ③被相続人の兄弟姉妹
 - ・被相続人の子どもまたは父母がいる場合：なし
 - ・被相続人の子どもと父母がなく、被相続人の配偶者がいる場合：4分の1を兄弟姉妹の人数で均等に分割
 - ・被相続人の子どもと父母がなく、被相続人の配偶者もいない場合：全体を兄弟姉妹の人数で均等に分割

このほか、父母が相続する場合、孫が相続する場合などがありますが、上記の例に当てはまらない場合は、お問い合わせください。

■問合せ

釧路地方事務局 中標津出張所
TEL 0153-73-1212
ホームページ
<http://hounmukyoku.noj.go.jp/kushiro/index.html>

全国健康保険協会からのお知らせ

「ジェネリック医薬品にかえてみませんか」

全国健康保険協会では、加入者の皆さまのお薬代の負担軽減や、健康保険財政の改善につながり、今後の医療費や保険料率の伸びが抑えられることから、「ジェネリック医薬品」の普及を推進しています。

かかりつけの医師や薬剤師へジェネリック医薬品の処方についてご相談してみませんか。

「禁煙・分煙の取り組みについて」

北海道は全国的にみて、喫煙率が高い地域です。全国健康保険協会北海道支部では、禁煙対策を通じて加入者の皆

さまの健康を守る、さまざまなお取り組みを行っています。ぜひホームページをご覧ください。

■問合せ

全国健康保険協会(協会けんぽ) 北海道支部
TEL 011-726-0352
ホームページ
<http://www.kyoukaikenpo.or.jp/shibu/hokkaido/>

第6回中標津フォーラムの開催について

中標津管内精神障害者を支える会(あすなろ会)では、精神疾患を持つ家族や当事者の悩み事からどのようなライフスタイルが望ましいかについて、講演会や意見交換をしながら考えるフォーラムを開催しています。6回目のフォーラムを左記日程で開催します。参加を希望される方は事務局までFAXでお申し込みください。

■日時 9月2日(土)

午前10時から午後4時

■場所 中標津町文化会館

(中標津町東2条南3丁目1番地1)

■申込先 事務局(薦田)

FAX 0153-72-6176